

(証券コード 9559)

2023 年 12 月 12 日

(電子提供措置の開始日：2023 年 12 月 6 日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
恵比寿ガーデンプレイスタワー31 階
株式会社ペアキャピタル
代表取締役社長 田中 哲

第 3 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 3 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の 3 の規定により、電子提供措置 事項をインターネット上の当社 Web サイトに掲載しておりますので、以下の URL にアクセスの うえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社 Web サイト <https://p-capital.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社 Web サイトのほか、東京証券取引所 Web サイトにも掲載しております。当社 Web サイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所 Web サイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のう え、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所 Web サイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のう え、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023 年 12 月 26 日（火曜日）午後 6 時までにご到着するようにご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023 年 12 月 27 日（水曜日） 午前 8 時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
31 階
当社 会議室
3. 目 的 事 項
(報告事項)
第 3 期（2022 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）事業報告及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の計算書類に係る監査結果報告の件

(決議事項)
議案 取締役 6 名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023 年 12 月 26 日（火曜日）午後 6 時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 6 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式<br>数 |
|-----------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | 【再任】<br>たなか さとる<br>田 中 哲<br>(1985年 6 月 10 日)    | 2008年 4 月 株式会社三井住友銀行 入行<br>2015年 5 月 株式会社日本M&Aセンター 入社<br>2017年11月 株式会社FUNDBOOK 入社<br>2020年10月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）<br><br>(取締役候補とした理由及び期待する役割)<br>田中哲氏は、M&A 仲介事業における豊富な実績を有するとともに、当社設立から代表取締役として業容拡大に貢献してまいりました。今後も企業価値の向上のために、リーダーシップを発揮するとともに経営全般を牽引することを期待し、取締役候補者とされました。 | 1,001,900         |
| 2         | 【再任】<br>にしぞの なおき<br>西 園 直 記<br>(1989年 1 月 22 日) | 2011年 4 月 株式会社みずほ銀行 入行<br>2017年10月 株式会社FUNDBOOK 入社<br>2020年10月 当社設立 取締役CFO就任（現任）<br><br>(取締役候補とした理由及び期待する役割)<br>西園直記氏は、これまで TOKYO PRO Market 上場企業である当社の経営管理を強化してまいりました。今後も CFO として企業価値の向上のために経営基盤の強化を牽引することを期待し、取締役候補者とされました。                                              | 300,000           |
| 3         | 【再任】<br>にしづか じゅん<br>西 塚 淳<br>(1988年 4 月 5 日)    | 2012年 4 月 三井住友信託銀行株式会社 入行<br>2016年10月 株式会社日本M&Aセンター 入社<br>2018年 1 月 株式会社FUNDBOOK 入社<br>2020年10月 当社設立 専務取締役就任（現任）<br><br>(取締役候補した理由及び期待する役割)<br>西塚淳氏は、主に買い手企業開拓を通じて営業活動に貢献してまいりました。今後も営業活動の牽引とアドバイザー育成を通じて企業価値の向上に貢献することを期待し、取締役候補者とされました。                                  | 300,000           |
| 4         | 【再任】<br>あらい ひろみ<br>新 井 裕 己<br>(1990年11月21日)     | 2013年 4 月 株式会社フィナンシャルエージェンシー 入社<br>2016年 8 月 G&Lパートナーズ株式会社 入社<br>2017年 9 月 株式会社FUNDBOOK 入社<br>2020年10月 当社設立 常務取締役就任（現任）                                                                                                                                                    | 300,000           |

|   |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |   |
|---|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |                                                             | <p>(取締役候補した理由及び期待する役割)</p> <p>新井裕己氏は、主に売り手企業開拓を通じて営業活動に貢献してまいりました。今後も営業活動の牽引とアドバイザー育成を通じて企業価値の向上に貢献することを期待し、取締役候補者とされました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
| 5 | <p>【再任】</p> <p>にしおか      いくお<br/>西岡 郁夫<br/>(1943年4月4日)</p>  | <p>1969年4月 シャープ株式会社 入社</p> <p>1992年6月 インテル株式会社副社長 就任</p> <p>1993年4月 同社代表取締役社長 就任</p> <p>1997年9月 同社代表取締役会長 就任</p> <p>1999年11月 モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役社長 就任</p> <p>2007年3月 株式会社イノベーション研究所代表取締役社長、西岡塾塾長 就任</p> <p>2021年3月 一般社団法人イノベーション研究所代表理事、西岡塾塾長 就任 (現任)</p> <p>2022年12月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>(社外取締役候補した理由及び期待する役割)</p> <p>西岡郁夫氏は、会社経営とベンチャー企業支援における豊富な経験と幅広い知見があり、経営全般に助言をしていただくことでコーポレート・ガバナンスの強化にその経験をいかすことができると期待し、社外取締役候補者とされました。</p>                                                                                       | — |
| 6 | <p>【再任】</p> <p>かつき      ゆか<br/>香 月 由 嘉<br/>(1966年6月30日)</p> | <p>1989年7月 CS ファースト・ボストン証券会社 東京支店 入社</p> <p>1992年7月 CRT証券会社東京支店 (現BofA証券株式会社) 入社</p> <p>1998年7月 ドイツ証券会社東京支店 (現ドイツ証券株式会社) 入社</p> <p>1999年7月 スリーアイ興銀バイアウト株式会社 入社</p> <p>2002年2月 HSBC 証券株式会社 東京支店入社</p> <p>2004年5月 フェニックス・キャピタル株式会社 入社</p> <p>2006年10月 ニューホライズンキャピタル株式会社 入社</p> <p>2007年7月 ポラリス・プリンシパルファイナンス株式会社 入社</p> <p>2008年8月 エーアイ・キャピタル株式会社 入社</p> <p>2009年12月 ネクスエンターテインメント株式会社顧問、ネクステージ株式会社監査役 就任</p> <p>2015年12月 司法研修所</p> <p>2016年12月 ニューホライズンキャピタル株式会社 入社</p> <p>2016年12月 弁護士登録</p> <p>2019年10月 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 入社</p> | — |

|  |  |                                                                                                                                                                     |  |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  | 2022年12月 当社 社外取締役就任（現任）<br>2023年 1 月 株式会社ギフトホールディングス社<br>外取締役監査等委員（現任）<br>2023年 2 月 東京きらぼしフィナンシャルグルー<br>プ兼きらぼし銀行リーガルカウンセ<br>ル（現任）                                   |  |
|  |  | （社外取締役候補した理由及び期待する役割）<br>香月由嘉氏は、証券会社やプライベートエクイ<br>ティファンドにおける専門的な業務経験があり、ま<br>た弁護士としての観点からも、コンプライアンス及<br>びコーポレート・ガバナンスの強化にその経験をい<br>かすことができると期待し、社外取締役候補者とさ<br>れました。 |  |

- 注 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西岡郁夫氏及び香月由嘉氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西岡郁夫氏及び香月由嘉氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規程に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏が再任された場合には、当該契約をそれぞれ継続する予定であります。

以 上

(提供書面)

事 業 報 告  
( 2022年10月1日から  
2023年9月30日まで )

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度末の経営成績の概況につきましては、次のとおりです。

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症関係の規制が緩和され、経済活動が回復しつつありますが、金利上昇や急激な為替変動、各種物価の上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

一方で当社の事業領域である国内M&A仲介のニーズは継続しており、当社はそのニーズにこたえるべく人材採用や顧客へのアドバイス等を実施してまいりました。また2022年11月に新しい本社オフィスへの移転に伴う設備投資や管理部門の強化を実施してまいりました。

その結果、当事業年度において、売上高は1,067,308千円（前年同期比66.2%増加）、営業利益は179,417千円（同32.2%増加）、経常利益は177,202千円（同31.6%増加）、当期純利益は126,408千円（同37.2%増加）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

(2) 設備投資についての状況

当事業年度においては、事業拡大に伴い本社を移転し、新本社内装工事を中心とする50,937千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達等についての状況

新たな借入れとして148,000千円を調達しました。調達先の状況は次の通りです。

| 会社名        | 調達額      |
|------------|----------|
| 株式会社りそな銀行  | 50,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 49,000千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 49,000千円 |

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

|               | 第1期<br>(2021年9月期) | 第2期<br>(2022年9月期) | 第3期<br>(2023年9月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高(千円)       | 291,211           | 642,013           | 1,067,308         |
| 経常利益(千円)      | 61,027            | 134,692           | 177,202           |
| 当期純利益(千円)     | 40,842            | 92,130            | 126,408           |
| 1株当たり当期純利益(円) | 20.42             | 46.07             | 63.20             |
| 総資産(千円)       | 223,883           | 530,120           | 691,237           |
| 純資産(千円)       | 50,842            | 142,973           | 249,381           |
| 1株当たり純資産額(円)  | 25.42             | 71.49             | 124.69            |

(注) 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純利益金額を算定しています。

(9) 対処すべき課題

①優秀な人材の確保と組織体制の強化

M&A仲介事業においては、高度な専門知識と経験が求められることが多く、優秀な人材の採用・育成と、それらの優秀な人材を活用する組織体制が非常に重要であると認識しております。このため、今後も優秀な人材の採用と育成に努めるとともに、管理部門の充実やガバナンス体制の強化等を通じて組織体制を強化していく方針です。

②社会的信用力の向上

M&A仲介事業においては、企業の経営判断情報や高度な機密情報を取り扱う性質を有していることから、より多くのご相談をいただくためには社会的信用力の向上が重要となってまいります。このため、ガバナンス体制の強化を中心とした取り組みを通じて、当社の社会的信用力を高め、当社事業の発展に努めていく方針です。

③外部機関、外部専門家、情報機関との連携

M&Aにおいては、譲渡企業・譲受企業の双方から多種多様な相談を受ける機会が多く、高度な知識、情報、折衝を要することが多々あります。当社としては、金融機関や弁護士・公認会計士などの専門家、並びに情報機関との連携を深め、多種多様な相談ニーズに対応できる体制を構築していく方針です。

④提案力の向上

M&Aにおいては、案件ごとに複雑なビジネススキームや権利関係を有していることが多く、M&A仲介業者はそれらの状況に応じたM&Aスキーム等の提案を通じて案件の成約に貢献しております。このため、M&A成約案件の実績等を積み重ねるとともに優秀な人材の採用・育成を通じて提案力の向上を図り、当社事業の発展に努めていく方針です。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社は、M&A仲介事業の単一事業セグメントであります。

(12) 主要な事業所（2023年9月30日現在）

本店 東京都渋谷区

名古屋営業所 愛知県名古屋市西区

(注) 名古屋営業所は、2023年11月1日に同県同市東区に移転しました。

(13) 当社の使用人の状況（2023年9月30日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 46名  | 19名増      | 29.6歳 | 1.3年   |

(注) 従業員数は、就業人数であり臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む）の期中平均雇用人員3名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況（2023年9月30日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行    | 86,584千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 64,162千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 38,000千円 |
| MPE株式会社      | 20,600千円 |
| 株式会社きらぼし銀行   | 20,412千円 |

(15) その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2023年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,000,000株
- ③ 株主数 10名
- ④ 大株主

| 株主名     | 持株数      | 持株比率   |
|---------|----------|--------|
| 合同会社田中  | 941,900株 | 47.10% |
| 合同会社MK  | 240,000株 | 12.00% |
| 合同会社NJ  | 240,000株 | 12.00% |
| 合同会社NHS | 240,000株 | 12.00% |
| 松本 将和   | 98,000株  | 4.90%  |
| 田中 哲    | 60,000株  | 3.00%  |
| 西園 直記   | 60,000株  | 3.00%  |
| 西塚 淳    | 60,000株  | 3.00%  |
| 新井 裕己   | 60,000株  | 3.00%  |
| MG合同会社  | 100株     | 0.01%  |

(注)当社は、自己株式を保有しておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称                     | 第1回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 2021年6月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の数                | 49個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 交付された者の人数<br>当社取締役     | 4名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 98,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり10,000円<br>(1株当たり5円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間             | 2023年7月1日から2028年6月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使の条件            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</li> <li>3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。</li> <li>4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ol> |

| 名称                     | 第2回新株予約権                                                                                                                                                     |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 2022年12月23日                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数                | 40個                                                                                                                                                          |
| 交付された者の人数<br>当社取締役     | 2名                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 4,000株                                                                                                                                                |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり5.8円<br>(1株当たり580円)                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使期間             | 2024年12月27日から2029年12月26日まで                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使の条件            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役</li> </ol> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。</p> <p>4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

②当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

| 名称                     | 第2回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 2022年12月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の数                | 734個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 交付された者の人数<br>当社従業員     | 37名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 73,400株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の発行価額             | 新株予約権と引換えに払込を要しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり5.8円<br>(1株当たり580円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使期間             | 2024年12月27日から2029年12月26日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使の条件            | <p>1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。</p> <p>4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### ①取締役及び監査役の状況（2023年9月30日現在）

| 会社における<br>地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                            |
|--------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 田中 哲  |                                                                                                                                                         |
| 取締役 CFO      | 西園 直記 |                                                                                                                                                         |
| 専務取締役        | 西塚 淳  |                                                                                                                                                         |
| 常務取締役        | 新井 裕己 |                                                                                                                                                         |
| 取締役          | 西岡 郁夫 | 一般社団法人イノベーション研究所代表理事                                                                                                                                    |
| 取締役          | 香月 由嘉 | 弁護士<br>株式会社ギフトホールディングス社外取締役監査等委員                                                                                                                        |
| 監査役          | 桑原 利郎 | 株式会社 GAtotechnologies 社外取締役監査等委員                                                                                                                        |
| 監査役          | 樽見 伸二 | 公認会計士<br>株式会社トリドリ 社外監査役<br>株式会社キッズコーポレーションホールディングス 社外監査役<br>株式会社キッズコーポレーション 社外監査役<br>株式会社 e-CHANNEL 社外監査役<br>株式会社デイトナ・インターナショナル 社外監査役<br>株式会社ディシム 社外監査役 |
| 監査役          | 鈴木 規央 | 公認会計士・弁護士<br>株式会社うるる 社外監査役<br>株式会社トリプルアイズ 社外監査役<br>株式会社 Linc'well 社外監査役<br>アクトアドヴァイザーズ法律事務所共同代表弁護士<br>帝京大学沖永総合研究所 特任教授<br>株式会社ディシム 社外監査役                |

- (注) 1. 当社は、2022年10月26日開催の臨時総会総会において、監査役会設置会社へ移行しました。
2. 取締役西岡郁夫、香月由嘉の両氏は、2022年12月26日開催の定時総会総会において、新たに取締役に選任され就任しました。
3. 取締役西岡郁夫、香月由嘉は、社外取締役であります。
4. 監査役桑原利郎、鈴木規央は、2022年10月26日開催の臨時総会総会において、新たに監査役に選任され就任しました。
5. 監査役桑原利郎、樽見伸二、鈴木規央は、社外監査役であります。
6. 監査役の樽見伸二は、公認会計士の有資格者であるとともに上場会社の取締役 CFO の経験を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役の鈴木規央は、弁護士及び公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有していることから、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

##### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 員 数   | 報酬等の額       |
|-----------|-------|-------------|
| 取 締 役     | 6 名   | 126,000 千円  |
| (うち社外取締役) | (2 名) | (6,000 千円)  |
| 監 査 役     | 3 名   | 13,200 千円   |
| (うち社外監査役) | (3 名) | (13,200 千円) |
| 合 計       | 9 名   | 139,200 千円  |
| (うち社外役員)  | (5 名) | (19,200 千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等は、2021 年 5 月 31 日株主全員の同意をもって開催されたものとみなされた臨時株主総会において年額 200,000 千円以内と決議いただいております。当時の取締役の員数は 4 名（うち、社外取締役は 0 名です。）です。また、別枠で、2021 年 6 月 29 日開催の臨時株主総会及び 2022 年 12 月 23 日開催の定時株主総会において、取締役に対して、ストック・オプションとして第 1 回及び第 2 回新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。
2. 監査役の報酬等は、2022 年 10 月 26 日開催の臨時株主総会において年額 15,000 千円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

| 地位<br>/氏名      | 重要な兼職の状況                                                                                                                                       | 当社と兼職先との<br>取引関係            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 社外取締役<br>西岡 郁夫 | 一般社団法人イノベーション研究所代表理事                                                                                                                           | 兼職先と取引関係<br>はありません。         |
| 社外取締役<br>香月 由嘉 | 株式会社ギフトホールディングス 社外取締役監査等委員                                                                                                                     | 兼職先と取引関係<br>はありません。         |
| 社外監査役<br>桑原 利郎 | 株式会社 GAtotechnologies 社外取締役監査等委員                                                                                                               | 兼職先と取引関係<br>はありません。         |
| 社外監査役<br>樽見 伸二 | 株式会社トリドリ 社外監査役<br>株式会社キッズコーポレーションホールディングス 社外監査役<br>株式会社キッズコーポレーション 社外監査役<br>株式会社 e-CHANNEL 社外監査役<br>株式会社デイトナ・インターナショナル 社外監査役<br>株式会社ディシム 社外監査役 | いずれの兼職先と<br>取引関係はありま<br>せん。 |
| 社外監査役<br>鈴木 規央 | 株式会社うるる 社外監査役<br>株式会社トリプルアイズ 社外取締役<br>株式会社 Linc'well 社外監査役<br>アクトアドヴァイザーズ法律事務所 共同代表弁護士<br>帝京大学沖永総合研究所 特任教授<br>株式会社ディシム 社外監査役                   | いずれの兼職先と<br>取引関係はありま<br>せん。 |

ロ 当該事業年度における主な活動内容

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                              |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 西岡 郁夫 | 就任以降に開催された取締役会 12 回の全てに出席いたしました。会社経営とベンチャー企業支援における豊富な経験と幅広い知見があり、経営全般に対する助言やコーポレート・ガバナンスの強化にその経験を活かして、適 |

|             |                                                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>宜質問、意見表明等を行うことにより、当社が同氏に期待する枠割を果たしております。</p>                                                                                                                         |
| 社外取締役 香月 由嘉 | <p>就任以降に開催された取締役会 12 回の全てに出席いたしました。証券会社やプライベートエクイティファンドにおける専門的な業務経験があり、また弁護士としての観点からも、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの強化にその経験を活かして、適宜質問、意見表明等を行うことにより、当社が同氏に期待する枠割を果たしております。</p> |
| 社外監査役 桑原 利郎 | <p>就任以降に開催された取締役会 15 回の全てに出席いたしました。財務及び会計に関する相当程度の知見及び事業会社での監査役としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するためのアドバイス、監査を実施しております。</p>                                               |
| 社外監査役 樽見 伸二 | <p>当事業年度に開催された取締役会 19 回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するためのアドバイス、監査を実施しております。</p>                                                                   |
| 社外監査役 鈴木 規央 | <p>就任以降に開催された取締役会 15 回の全てに出席いたしました。弁護士及び公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有し、長年に渡りM&amp;A業界に携わってきた高い知見に基づき監査を実施しております。</p>                                                         |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 監査法人コスモス

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | -千円      |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は、次のとおりです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、「コンプライアンス規程」を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。
2. 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。
3. コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。
4. 内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
2. 「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
3. 個人情報につきましては「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
2. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

### (5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各子会社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に「関係会社管理規程」等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、専門ツールを用いて、全取引先並びに役職員候補者、主要株主の反社チェックを年1度実施しております。（新規取引先等についてはその都度実施し、継続取引先等については年に1回実施）

また、仮に反社会的勢力の可能性があった場合は即時に関係を解消できるよう、全ての取引先との契約に反社条項を設けて、その徹底を図っております。

さらに、顧問弁護士や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

事業拡大に向けて主に人材採用や教育などへの積極的な成長投資や財務体質の強化等を優先しつつ、株主への利益還元とのバランス等を踏まえて配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、普通株式1株当たり10円の期末配当を実施いたしました。

当社は、配当を行う場合は中間配当と期末配当の年2回であり、これらの剰余金の配当の決定機関は、原則として取締役会です。

# 貸 借 対 照 表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額             | 科目             | 金額             |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部)          |                | (負債の部)         |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>609,901</b> | <b>流動負債</b>    | <b>273,390</b> |
| 現金及び預金          | 595,654        | 短期借入金          | 47,624         |
| 売掛金             | 4,950          | 1年内返済予定の長期借入金  | 42,638         |
| 貯蔵品             | 78             | 未払金            | 13,403         |
| 前払費用            | 9,218          | 未払費用           | 70,096         |
| <b>固定資産</b>     | <b>81,336</b>  | 未払法人税等         | 30,283         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>50,643</b>  | 未払消費税等         | 39,528         |
| 建物附属設備          | 45,368         | 預り金            | 29,599         |
| 工具、器具及び備品       | 5,274          | その他            | 217            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>30,693</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>168,464</b> |
| 差入保証金           | 20,118         | 長期借入金          | 139,496        |
| 長期前払費用          | 1,004          | 資産除去債務         | 28,968         |
| 繰延税金資産          | 9,570          | <b>負債合計</b>    | <b>441,855</b> |
|                 |                | (純資産の部)        |                |
|                 |                | <b>株主資本</b>    | <b>249,381</b> |
|                 |                | 資本金            | 9,900          |
|                 |                | 資本剰余金          | 100            |
|                 |                | 資本準備金          | 100            |
|                 |                | 利益剰余金          | 239,381        |
|                 |                | 利益準備金          | 2,000          |
|                 |                | その他利益剰余金       | 237,381        |
|                 |                | 繰越利益剰余金        | 237,381        |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>249,381</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>691,237</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>691,237</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2022年10月 1 日から  
2023年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |           |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 1,067,308 |
| 売上原価         |        | 481,988   |
| 売上総利益        |        | 585,319   |
| 販売費及び一般管理費   |        | 405,902   |
| 営業利益         |        | 179,417   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 3      |           |
| 雑収入          | 106    | 110       |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 1,717  |           |
| 雑損失          | 354    |           |
| その他          | 253    | 2,325     |
| 経常利益         |        | 177,202   |
| 税引前当期純利益     |        | 177,202   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 52,011 |           |
| 法人税等調整額      | △1,217 | 50,793    |
| 当期純利益        |        | 126,408   |

株主資本等変動計算書

( 2022年10月 1 日から  
2023年 9 月30日まで )

(単位：千円)

|         | 株主資本  |           |             |           |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|---------|-------|-----------|-------------|-----------|--------------|-------------|------------|-----------|
|         | 資本金   | 資本剰余金     |             | 利益剰余金     |              |             | 株主資本<br>合計 |           |
|         |       | 資本<br>準備金 | 資本剰余<br>金合計 | 利益<br>準備金 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|         |       |           |             |           | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |           |
| 当期首残高   | 9,900 | 100       | 100         | -         | 132,973      | 132,973     | 142,973    | 142,973   |
| 当期変動額   |       |           |             |           |              |             |            |           |
| 剰余金の配当  |       |           |             | 2,000     | △22,000      | △20,000     | △20,000    | △20,000   |
| 当期純利益   |       |           |             |           | 126,408      | 126,408     | 126,408    | 126,408   |
| 当期変動額合計 | -     | -         | -           | -         | 104,408      | 106,408     | 106,408    | 106,408   |
| 当期末残高   | 9,900 | 100       | 100         | 2,000     | 237,381      | 239,381     | 249,381    | 249,381   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の償却の方法

有形固定資産

建物附属設備 定額法

工具、器具備品 定率法

なお、耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、M&A仲介事業のうち、各サービスの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、基本合意時の報酬については、譲渡企業と買収候補者の間で基本合意書等が締結された時点で収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業と買収候補者の間で株式譲渡契約書等の最終契約が締結され、当該M&A取引が不成立となる要因（ディールブレーカー）が解消されたと判断した時点で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 貸借対照表に関する注記

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 12,650千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額 8,311千円

#### ※3 偶発債務

当社は、2023年2月1日付で東京地方裁判所において訴訟を提起されました。

当社は、原告の有限会社グラムファーマシー（以下「対象会社」といいます。）の株主である松田博嗣氏（以下「松田氏」といいます。）と被告の帝風グループ株式会社（以下「譲受企業」といいます。）間における株式譲渡契約（以下「本契約」といいます。）の仲介を実行しました。しかしながら、その後、譲受企業が対象会社及び松田氏に対して欺罔行為及び着服行為を行っていたことが判明し、本契約は解消されるとともに、譲受企業の代表者は業務上横領の容疑で逮捕されております。

このような経緯の中で、原告ら（対象会社及び松田氏）の2023年2月1日付の当社に対する訴状の主張による

と、譲受企業の上記不法行為を当社社員が幫助したことを理由として、当社に対して146,335千円の損害賠償を求めているものです。

当社といたしましては、今後、原告らの主張及び請求内容を精査し適切に対処してまいります。

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

①発行済み株式の数 2,000,000株

②当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

③当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

イ当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                    | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2022年12月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 20,000         | 10.00               | 2022年9月30日 | 2023年12月26日 |

ロ基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                           | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日<br>(予定) |
|------------------------------|-------|-------|----------------|---------------------|------------|---------------|
| 2023年12月4日<br>臨時取締役会<br>(予定) | 普通株式  | 利益剰余金 | 20,000         | 10.00               | 2023年9月30日 | 2023年12月28日   |

④新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,858千円

未払賞与 415千円

貸倒引当金 4,375千円

減価償却費 3,619千円

資産除去債務 10,020千円

繰延税金資産小計 22,289千円

評価性引当額 △4,375千円

繰延税金資産合計 17,913千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 8,342千円

繰延税金負債合計 8,342千円

繰延税金資産の純額 9,570千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1). 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金並びに差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後８年です。

③金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る信用リスクは「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金であります。借入金の金利変動リスクに対しては、可能な範囲で固定金利による調達を行い、金利変動リスクの低減を図っていく方針です。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

|                         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------------------|------------------|------------|------------|
| 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む） | 182,134          | 182,355    | 221        |
| 負債計                     | 182,134          | 182,355    | 221        |

(\*) １．現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金、未払費用、未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) １．金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | １年以内<br>(千円) | １年超５年以内<br>(千円) | ５年超１０年以内<br>(千円) | １０年超<br>(千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 595,654      | —               | —                | —            |
| 売掛金    | 4,950        | —               | —                | —            |
| 合計     | 600,604      | —               | —                | —            |

(注) ２．長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

|       | １年以内<br>(千円) | １年超<br>２年以内<br>(千円) | ２年超<br>３年以内<br>(千円) | ３年超<br>４年以内<br>(千円) | ４年超<br>５年以内<br>(千円) | ５年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 42,638       | 41,880              | 32,240              | 25,780              | 16,238              | 23,358      |
| 合計    | 42,638       | 41,880              | 32,240              | 25,780              | 16,238              | 23,358      |

(3)．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年9月30日）

| 区分                      | 時価（千円） |         |      |         |
|-------------------------|--------|---------|------|---------|
|                         | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | —      | 182,355 | —    | 182,355 |
| 負債計                     | —      | 182,355 | —    | 182,355 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 124円69銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 63円20銭  |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|        |             |
|--------|-------------|
| 基本合意報酬 | 131,264千円   |
| 成功報酬   | 931,043千円   |
| その他    | 5,000千円     |
| 合計     | 1,067,308千円 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1, (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高）     | 12,650千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（当事業年度末残高） | 17,600千円 |

独立監査人の監査報告書

2023年12月 1 日

株式会社ペアキャピタル

取締役会 御中

監査法人 **コスモス**

愛知県名古屋市

代 表 社 員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ペアキャピタルの2022年10月1日から2023年9月30日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

個別注記表（5. 貸借対照表に関する注記）※3偶発債務に記載されているとおり、会社は、有限会社グラムファーマシー及び松田博嗣氏から、146,355千円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２２年１０月１日から２０２３年９月３０日までの第３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### ２．監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人コスモス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２３年１２月４日

株式会社ペアキャピタル 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 桑 原 利 郎 印

監査役（社外監査役） 樽 見 伸 二 印

監査役（社外監査役） 鈴 木 規 央 印